

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定損害保険契約の保険金額の下限）</p> <p>第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、<u>十五億円</u>とする。</p> <p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、<u>一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円</u>とする。</p> <p>（納付金の金額）</p> <p>第三条 法第五条の政令で定める金額は、<u>二千二百万円</u>とする。</p>	<p>（特定損害保険契約の保険金額の下限）</p> <p>第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、<u>十三億九千万円</u>とする。</p> <p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二条第十一号ロの政令で定める金額は、<u>一兆二千二百三十五億二千四百四十五万九千円</u>とする。</p> <p>（納付金の金額）</p> <p>第三条 法第五条の政令で定める金額は、<u>二千万円</u>とする。</p>